

航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・
契約及び予算執行の状況についての報告書（要旨）

平成23年9月

会計検査院

1 検査の背景

(1) 航空自衛隊における事務用品等の調達

(注1)
航空自衛隊は、任務の遂行に必要となるオフィス家具、OA機器、事務用消耗品（以下、これらを合わせて「事務用品」という。）、整備用工具、塗料、洗剤、体育訓練用備品等の一般に市販されている物品を毎年度多数調達している。

(注1) オフィス家具 事務室、倉庫等の建物内に配置されている机、椅子、収納具（ロッカー、書庫等）、タイルカーペット、OAフロア等の備品をいう。公正取引委員会の排除措置命令等においては、「什器類」と表している。

自衛隊における調達のうち事務用品については、そのほとんどを各自衛隊が実施する調達により行っている。航空自衛隊においては、一部緊急を要するなどの場合に部隊等で直接調達されている事務用品もあるが、大部分は、需品等の保管、補給、整備、調達等に関する事務を所掌している航空自衛隊第1補給処（以下「第1補給処」という。）において調達が行われている。

第1補給処には、第1補給処東京支処（以下「東京支処」という。）等2支処が置かれており、東京支処は、分任支出負担行為担当官が設置され、第1補給処等から要求された事務用品等に係る予定価格の算定、入札・契約事務等を行っている。

また、航空自衛隊には、事務の実施の企画及び総合調整並びに第1補給処を含めた4補給処の管理を行う機関として、航空自衛隊補給本部（以下「補給本部」という。）が設置されている。

(2) 入札談合事件の概要

防衛省（平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁）は、防衛施設庁における入札談合事件等を踏まえて、防衛省における職務執行の状況を厳格に監察する組織として、19年9月に防衛大臣直属の防衛監察本部を設置した。そして、入札談合防止を対象項目の一つとして防衛監察本部による監察（以下「防衛監察」という。）を実施した結果、20年度の防衛監察において、第1補給処が17年度から19年度までの間に締結した事務用品等の調達に係る不自然な入札状況が判明したため、防衛省は、21年5月に、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画（平成6年閣議了解）等を踏まえて定められている「談合情報対応マニュアル」に基づき、当該談合情報を公正取引委員会に通知した。

公正取引委員会は、22年3月30日に、航空自衛隊が発注する什器類について、メーカー(注2)一6社が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)第3条の規定により禁止されている不当な取引制限を行っていたとして、このうち5社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。また、同日に、第1補給処が調達を希望するメーカーについて、第1補給処の職員がその意向をメーカー6社に対して示すなど「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号)に規定する入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたとして、防衛大臣に対して、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずるよう求めた。さらに、同日に、第1補給処が予算の執行余剰分によって調達する物品について、取引実績等を考慮し、事業者別の調達目標をあらかじめ設定して調達要求を行っていて、改善措置要求の対象となった什器類以外の物品についても、同法上の問題を生じさせるおそれがあるとして、防衛省に対して、同法の趣旨及び内容の周知徹底、入札の実態についての再点検や必要な場合には改善を行うことなどの再発防止のための所要の措置を講ずるよう要請を行った。

会計検査院に対しては、上記の命令と同日付けで、公正取引委員会から、防衛省に対して入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた旨の通知が行われている。

(注2) メーカー6社 株式会社イトーキ、株式会社内田洋行、プラス株式会社、株式会社ライオン事務器、株式会社岡村製作所、コクヨファニチャー株式会社

そして、防衛省では、外部の有識者を加えた「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」を設置するなどして、事実関係の調査、背景・原因の解明及び改善措置の検討を行い、談合事案に係る調査結果及び改善措置を取りまとめて、22年12月14日に、「航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」(以下「調査報告書」という。)として、これを公表した。

調査報告書によると、22年6月までに各調達機関で、職員の意識と入札談合関連法令等の理解度を高めるための教育・研修の実施、入札情報の充実等による競争性の確保、複数の職員による自己点検や部内監査を利用した検証態勢の強化等の改善措置等が講じられたとされている。

(3) 検査の観点及び着眼点

航空自衛隊における事務用品等の調達に関しては、競争性、透明性及び公平性を確保し、入札談合の防止を図るとともに経済的な予算執行を行うことが求められている。このような状況等を踏まえ、会計検査院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から第1補給処及び東京支処における事務用品等の調達について、入札・契約及び予算執行事務が適正に行われているか、調達品の仕様等は適切なものとなっているか、予定価格の算定が適切に行われているか、会計経理に関して防衛省において執られた改善の措置は適切かつ効果的なものとなっているかなどについて着眼して検査を実施した。

2 検査の状況

(1) 第1補給処に係る年度執行計画と予算執行の状況

17年度から20年度までの間において、装備品等の整備、維持等に係る経費の年度執行計画額と年度途中で把握された執行実績額との差額について、年度末に事務用品等の調達に毎年度継続して充てられている状況となっていた。これに関して、防衛省は、23年度予算を減額するとともに、民間競争入札により事務用品の調達を行うなど効率的、計画的に調達を実施していくこととしている。

(2) 第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る不適切な予算執行の状況

事務用品の調達には充てることができない予算科目が使用されていた事態に関して、支出負担行為の事務を委任されていた分任支出負担行為担当官である東京支処長は示達要求の事務に関与していないなど示達された限度額の内容の詳細についての的確に把握しておらず、予算執行に当たって適正な予算科目を使用することについての支出負担行為による統制が必ずしも的確に行える体制とはなっていなかった。

(3) 入札参加者数と落札率の状況

落札率の状況については、入札談合が行われていたとされる17年度から20年度までの間のオフィス家具の平均落札率はいずれも高く、これ以降の平均落札率は著しく低下している状況が見受けられた。不自然な入札状況が見受けられたとされるOA機器については、17年度から20年度までの間に平均落札率が高い状況が見受けられたが、これ以降は新たな調達が行われていない状況となっていた。また、各メーカーごとの受注割合の状況については、入札談合が行われていたとされる各年度とも、オフィス

家具における各メーカーごとの受注割合は大きな変化がない状況となっていた。OA機器のうちコピー機の受注割合に関しては、各年度とも特定の5社が全て受注している状況となっており、この5社の中には市場占有率が比較的高いとされているメーカーが含まれていない状況となっていた。

航空自衛隊は、今後、落札の状況に規則性はないか、受注シェアに顕著な傾向がないかなどの調達機関による自主点検及びこれらが適切に行われているかに重点を置いた会計監査等を行うこととしている。また、従来、各補給処の会計監査は、主として補給本部に置かれた会計監査官において実施されていたが、結果として防衛監察が行われるまでの長期間不自然な入札状況を発見できなかったことを踏まえて、実効ある会計監査を行えるよう態勢を整備することとしている。

(4) 仕様書の作成等の状況

仕様書の作成に当たって、同等品とは認められない製品を同等品として記載したり、必要以上に詳細な性能諸元を記載したりするなどして、競争性、公平性等が十分に確保されていない状況が見受けられた。また、調達された製品の規格等が区々となっていて、経済性の面から検討の余地があると認められる事例が見受けられた。これらの事態に関して、航空自衛隊は、仕様書の記載要領を改正したり、民間競争入札において経済性も考慮した規格等を定めるなどして改善を図ってきている。

(5) 予定価格の算定の状況

2者以上から提出を受けることとされている見積資料について、1者のみから提出を受けている契約が多数あり、このうち見積資料を徴取した会社が実際の契約の相手方となっている契約が数多くある状況が見受けられた。

(6) 談合により受けた損害の回復の状況

違約金条項に基づく違約金の請求は現在手続中であり、損害賠償請求については損害の確定がなされておらず、入札談合により受けた損害の回復は、いまだなされていない状況となっていた。

3 所見

防衛省は、今回の事案によって失われた国民の信頼を取り戻し、防衛省の使命・任務を全うしていくため、今後とも、調査報告書で明らかにした改善措置を的確に実施していくこととしている。ついては、改善措置の実施に当たっては、会計検査院の検査の状

況も踏まえて以下の点についても確実に取り組むなどして、より効果的に実施していくことが必要である。

ア 任務の遂行に必要な事務用品等の調達に当たっては、経済的な予算執行に資するため、特に、今回、民間競争入札の対象としていない事務用品等の調達についても、規格、必要数量、調達価格等について年度開始前から適切に見積もるなど計画的に執行するための調達手続等を検討し実施すること

イ 予算執行に当たって、適正な予算科目を使用することについての支出負担行為による統制が的確に機能するようにするため、支出負担行為に係る示達の内容の詳細を的確に把握した上で支出負担行為を行うこととするよう必要な体制等を改めて検討し整備すること

ウ 航空自衛隊において、会計監査等が監査を受ける者から独立した立場で効果的に実施される体制を強化することを検討するとともに、自主点検や会計監査等について実効ある取組として継続すること

エ 仕様書の作成に当たっては、改正された仕様書の記載要領を厳格に遵守するなどして入札参加者が限定されることなどが無いよう競争性の確保を十分図るとともに、今回、民間競争入札の対象としていない事務用品等の調達に当たっても、省内で共有化することとしている仕様書の情報を的確に活用するなどして、調達する事務用品等の規格を合理的なものとするなど経済的な調達が行われるように十分留意すること

オ 契約部門において、調達要求部門が作成した仕様書等の妥当性等を的確に検証するためのマニュアルを作成したり、調達要求部門に仕様書の変更を求める際の基準を新たに設けたりなどして、契約事務の過程において調達要求事務をより効果的に牽制できる体制を検討し整備すること、また、予定価格の算定に当たり、見積資料による場合は2者以上から徴取することを徹底し、見積資料が1者からしか提出されない場合にはその理由等について確認するなど契約事務の過程において仕様書の内容についてより的確に検証すること

カ 違約金条項に基づく違約金の請求や損害賠償の請求を適切に行うことにより、速やかな損害の回復に努めること

会計検査院としては、上記の所見として記載した各事項や防衛省における入札・契約事務等に係る改善措置が適切に講じられ、当該措置に係る取組が効果的に実施されているかについて引き続き検査していくこととする。